

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会会議録

令和7年11月14日 午前9時55分 開会

出席委員

委員長 櫻井繁行
副委員長 設樂健夫
委員 矢口龍人
委員 佐藤文雄
委員 小座野定信
委員 小倉博
委員 久松公生
委員 鈴木貞行
委員 服部栄一
委員 鈴木更司
委員 井出有史

欠席委員

委員 岡崎勉
委員 石澤広
委員 塚本直樹

参考人

議員 櫻井健一

出席説明者

なし

出席書記名

議会総務課課長補佐 鴻巣智子
議会総務課主幹 川原場智

議事日程

令和7年11月14日（金曜日）午前9時55分 開会

1. 開会

2. 事件

- (1) 参考人質疑
- (2) 次回の委員会の進め方等について
- (3) その他

3. 閉会

開会 午前9時55分

○櫻井繁行委員長

改めまして皆さん、おはようございます。定刻ちょっと前ですが、本日の出席予定の委員の皆様計11名そろっておりますので、ここから始めさせていただきたいと思います。

改めまして、ただいまの出席委員は11名でございます。会議の定足数に達しておりますので、会議は成立了しました。

それでは、ただいまから櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会を開かせていただきます。

次に、書記を指名いたします。議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

ここで委員各位に申し上げます。前回10月28日に開催いたしました特別委員会の資料については、タブレット端末に格納してございますので、こちらは各自見ることができますので、ご活用を願いたいと思います。

初めに、(1)参考人質疑を行います。

本日は、参考人として櫻井健一議員に出席をいただいております。

それでは、参考人入室のため暫時休憩いたします。 [午前 9時57分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前 9時58分]

櫻井健一議員におかれましては、本日は大変お忙しいところご出席をいただき誠にありがとうございます。

本委員会の調査のためご協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、各委員から質疑をお願いいたします。

委員の皆様、ございましたら挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。何かございますか。

○鈴木貞行委員

土地の現況確認ということで1659の6、後援会事務所があるというところですけれども、現在の利用状況なんかが、具体的にどのように使われているかお願いします。

○櫻井健一参考人

現在の状況ということですが、是正のほうの通知が届いた後のことということでおろしいですかね。

一応、プレハブの事務所などがあるところを動かすという想定をして、上にドングリの木なんかがありますので、その木の枝を払ったりですとか、あと電気の線などが入っておりまして、それを切って動かせるような状態をつくっている、また、中の荷物などを片しているような状況であります。

○鈴木貞行委員

ありがとうございます。

じゃ、もう一点。その1659の6の土地なんですけれども、農地法に基づいて転用許可申請というのをしなかったというか、そういう理由というのは何がありますか。

○櫻井健一参考人

しなかった、できなかったというか、今現状でできていない状態なんですけれども、私のほうで議員になって、農地法というところを少し勉強した中で、そこに抵触しているということの事実は確認できて、それをどういうふうに改善しようかというところを勉強していった中で、知り合いの行政書士さんがいたもので、土地の地権者の方の問題もありまして、そこに併せてお願いしているような状態というか、お願いして、是正をできるようにということで働きかけてというか、依頼をしておりましたので、そこにお願いしている状態がずっと続いているというのが今の現状ということです。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○服部栄一委員

来栖議長からの聞き取りの際に、手続がまだ完了されていないと報告されたとのことですけれども、その後、どのような対応をされたでしょうかお伺いします。聞き取りの後ですね。

○櫻井健一参考人

来栖議長の聞き取りの際に、私のほうで依頼していた行政書士の先生から完了した旨の報告が私になかったので、まだ完了していない可能性があるので確かめますというような意味合いで、可能性があるということを申し伝えたというふうに記憶しております。

それで、その後なんですけれども、こういうことで、今投書来ておりますけれども、今の状況どうなっていますかということで行政書士の方に確認をしてもらっているというようなことをその後やっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○久松公生委員

今の櫻井健一さんの、議員になってから勉強して、そういったことを行政書士さんに相談して行っているというお話だったんですけども、農地転用の許可というのを取っていない、事務所として使っていたというような内容もあったかと思うんですが、その事務所として使用するに当たり、その当初、農地法違反に当たるようなことは、認識とかというのはどういった感じだったんでしょうか、お伺いします。

○櫻井健一参考人

当初のことといいますと、もう25年以上前のことになるかと思うんですけども、私は農業に携わるような環境に育っておりませんので、農地法違反ですか宅地とかというような、土地の区分というところの認識というのはほとんどないような状態で、土地を購入したこともなかつたので、正直、農地法違反とかというところの認識というのはすごく薄かったと感じております。

○久松公生委員

分かりました。

今回、前回の調査委員会で執行部のほうに資料とか頂いていろいろ確認した中で、今後、農地転用の手続等を含め、多分、是正のような文書というかそういうのがありましたので、どのように法的に整備とか是正を今後進めていくのかお伺いいたします。

○櫻井健一参考人

是正の方法についてですけれども、一応、地権者の方もいらっしゃいますので、個人的なことの話は避けますが、農業委員会と、あと今相談している行政書士の先生が間に入っていますので、そこを主に相談を続けて、一刻も早く是正に向けて動ける方法を考えていきたいと考えております。

○久松公生委員

分かりました。

一刻も早くということですが、期日とか、そういったいついつまでにとかというような、櫻井健一さん自身のいついつまでには決着着けたいというか、やりたいとか、そういったお考え等があればお伺いしたいんですけども。

○櫻井健一参考人

私の一存でいつまでにということを決めて、そこまでに進むというお約束はできる案件ではないと思いますので、相手方の方とよく相談しながら、一番いい方法で早くできる方法を考えていきたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○鈴木更司委員

差出人不明の投書ということなんですけれども、内容や経緯については誤ったことが書いてあるか、正しいことが書いてあるかというのをちょっとお示しいただければと。

○櫻井健一参考人

怪文書について、来た内容について間違っていたかどうかということですけれども、私自身も自分で過去のことを調べながら、照らし合わせて比較しないと間違っているかどうかということは判断できませんし、ご指摘したかったというような差出人の意図というのは伝わるような内容であると思います。内容云々こともありますけれども、そういうメッセージを伝えたいというような気持ちを真摯に受け止めて、私自身がこういうことをまた前向きに考えるきっかけになったということはありがたい機会だったと思いますので、それに向けて今、取り組んで、見直していくなくちゃいけないなということを再確認いたしております。

○鈴木更司委員

ありがとうございます。

では、この内容というか転用について、説明責任というのは果たしたいということで大丈夫でしょうか。

○櫻井健一参考人

おっしゃっている説明責任というのがどういうところでどのような形でというのがちょっと具体的に分からんんですけども、そういう不安ですか疑問とかということを私のほうに問い合わせがあった場合には、現状伝えていきたいとは思っております。

○小倉 博委員

ちょっと関連して、25年前の経過ということで、この事案以外にそのような農地というのは持ってい

らっしゃるんでしょうか。

○櫻井健一参考人

いや、ちょっと質問の意図がよく分からないので、それにはお答えがなかなかしづらいと思いますが。

○小倉 博委員

今、農地法ということでいろいろ質問されているんですけども、今回の土地以外に、例えば土地をそういう……

[「調整区域で土地は持っているかと聞けばいいんだっけよ」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

いやいや、ちゃんと質問してくださいよ、しっかり。

○小倉 博委員

今回の事案になっているような、農地法違反というような農地はないですよね。

[「櫻井健一君がでしょう、持っているかって」と呼ぶ者あり]

○小倉 博委員

健一君が所有している土地で……

○櫻井繁行委員長

ちょっと待ってください。会議録に残りますから、質問があれば端的にしっかり質問してください。

もう一度、小倉委員、お願いします。

○小倉 博委員

今回の事案のほかに櫻井議員が所有している土地でそういう農地はありますか。

[「そういう農地といったって分からず、調整区域内の土地は
お持ちですかって」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ちょっとあれですけれども、恐らく櫻井健一議員がそのほかで農地法違反とかそういったことに抵触した土地があるかというお話ですか、どういうことですか、もう一度。

○小倉 博委員

今回抵触しているというのは農地法違反ということで、そういう農地法違反に抵触するような土地はほかにあるんですか。

○櫻井健一参考人

ちょっと私が持っている土地で農地法違反しているところがほかにあるかというところに関しては、この委員会の趣旨と離れると思いますので、調べないと分からぬこともありますし、自分自身で把握しているところではちょっと答えかねます、分からぬです。

○櫻井繁行委員長

分かりました。よろしいですか。

○小倉 博委員

いいです。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○設楽健夫副委員長

先日の資料の2ページ、令和5年1月25日、出席者、市長、都市整備課、農業委員会事務局に報告をしたという文章が2ページにありますね。そして、最後に罰則等について、対象者は是正に向けて手続

を進めており、勧告処分等の措置は不要と考えている。この話は、これは報告書で、報告者は農林水産課だね。

[「都市整備課」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員

都市整備課……、2ページだよ、1ページじゃないですよ、こっち。

[「2ページの下」「都市整備課だよ」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫副委員長

都市整備課ね。そういう報告をしていると、話は行政のほうからは聞いていますか。

○櫻井健一参考人

今のご指摘のページ数ですか前回の資料、前回の資料の議事録は僕は拝見はさせていただいているので、そのページ数とかに関してはちょっと今の何もない状態で分からんんですけども、今のお話の報告が執行部等からあったかということに関しては、私に関してはないです。

○設楽健夫副委員長

これは市長、あるいは行政当局に報告がされて、その結論、不要と考えているという会議録がありますから、ここで市長並びに行政はこういう対応でいたということだと思うんですけども、この報告はなかったということですね。それは再確認です。

○櫻井繁行委員長

もしあれば、続けてどうぞ。

○設楽健夫副委員長

次に4ページ、令和7年9月11日、表題は、櫻井健一議員に係る匿名文書を受けて市長へ概要、経過報告と。市長、農業委員会事務局と。

○櫻井繁行委員長

ちょっと暫時休憩します。

[午前10時12分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を改めて再開します。

[午前10時13分]

続けて設楽副委員長、お願いいいたします。

○設楽健夫副委員長

この中で、令和7年9月8日受付の匿名文書、この匿名文書を使っていくということ自身にも疑義があるというふうに私は思いますけれども、今までの経過及び概要等について、令和2年5月8日から令和7年8月8日までの相談記録簿、報告書を基に市長へ報告を行った。報告内容は、令和2年5月から櫻井氏より相談を受け、農地転用違反について幾度か口頭指導はしてきたと。現時点、土地所有者に対し文書での是正通知及び県への違反転用事案報告はしていない。土地所有者は平成15年に亡くなり、相続複数で未相続であると。次、未相続が理由で農地等の手続ができていないということだが、最初の相談から5年が経過していることや、ここでもまた匿名文書が出てきますけれども、匿名文書を受けたことを踏まえると、早急に県への報告と違反転用者へ是正通知を行うと。関係当局、都市整備課、農林水産課、議会事務局へ情報を共有するという形で、ここでこういう確認を行政側はしているんですけども、この点についての報告は受けていますか。

○櫻井健一参考人

概要説明資料は出席者が私になっていますので、このときにこういう説明をされたという記録なので、ですよね、これ。

○設楽健夫副委員長

書いていないですよ、出席していないですよ。

○櫻井健一参考人

これ4ページですよね。

○設楽健夫副委員長

4ページの下、右下。

○櫻井健一参考人

8ですか。

○設楽健夫副委員長

そうです。

○櫻井健一参考人

こっちに関しては、私はちょっと認識しておりませんでした。

○設楽健夫副委員長

ここには、この話をしていく場合に、令和2年5月から櫻井氏より相談を受け、農地転用について幾度か口頭指導してきたというふうにはつきりうたっているんですね。そのときに、これは行政はこれまでの経過について、本人との確認をする必要があるというふうに私は思うんですが、そういう確認作業はありましたか。

○櫻井健一参考人

具体的にどういうような、確認作業というところ、電話がかかってきたりとか呼出しがあって、こういう措置をしますよというような確認があったかということなのでしょうか。

○櫻井繁行委員長

それでは、設楽副委員長、また明確に質問してください。

○設楽健夫副委員長

前回の調査委員会の中で提出されてきた資料ですね。櫻井議員と行政当局との間での確認作業をしていていますけれども、そういう確認作業の会議録だとかそういうもの……、そういうものが出来ているのか私は分かりません。しかしながら、その書類については確認作業が必要である、あるいは当人の了解も必要になってくるというふうには思っているんです。そういう意味で、今までの経過、あるいは会議録、あるいは提出された資料、そういうものの確認作業はございましたか。

○櫻井繁行委員長

確認作業というのは、自分で見ているかということですか。

○設楽健夫副委員長

そうです……、いやいや、行政当局との間での確認作業です。

○櫻井繁行委員長

ちょっと暫時休憩します。

[午前10時17分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。

[午前10時20分]

改めて答弁お願ひいたします。

○櫻井健一参考人

是正の勧告を出すとか出さないとかというような報告等は私には直接はございませんでした。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

○設楽健夫副委員長

その匿名文書、これ新聞報道にもされない内容ですよね。新聞記者に伺ったところ、匿名の文書については記事にはしないという話も伺っていますから。

それ以降ね、資料の18ページの裏……

○櫻井繁行委員長

共有にしていただければ。6ページで大丈夫ですか。

○設楽健夫副委員長

いや、ページ18だな。私ちょっと……

○櫻井繁行委員長

大丈夫、大丈夫。

○設楽健夫副委員長

いいですか。これしかない、分からないうから。

○櫻井繁行委員長

共有で見られると思います。

○設楽健夫副委員長

18ページ、農業委員会事務局で右下、報告・説明内容ということで、その後出てくる文書の起案に当たる部分になると思いませんけれども、こういう内容について、農業委員会との協議、あるいは確認作業はありましたか。

○櫻井繁行委員長

設楽副委員長、多分、今日初めて健一議員はこの資料を見られるので、少し詳細に質問してあげるとありがたいかなと思いますけれども、引き続きお願ひいたします。

○設楽健夫副委員長

18ページの中には、経過についてというのが、これは17ページの一番下、令和2年5月8日から始まりますね、相談記録から。令和2年12月18日、令和2年12月18日、その下、令和5年1月25日、その後、令和5年2月1日、その下、令和7年1月7日、令和7年8月8日という形での記録が農業委員会事務局から出されているんです。その説明の内容な、上記経過のとおり、令和2年5月頃に櫻井健一氏から相談を受け、現在まで農地転用違反について幾度か口頭指導はしてきたものの、現時点、土地所有者、使用者に対して文書での農地転用違反の是正通知は行っていない。また、県への違反転用事案の報告も行っていない。土地所有者は平成15年に亡くなり、相続者が複数で所有権移転が困難なため、現時点、未相続とのことであると。未相続が理由で農地等の手続ができていないということであるが、最初の相談から5年が経過していることや匿名文書を受けたことを踏まえ、ここにも匿名文書が出てくるんすけれどもね。これ以上、口頭指導のままにしておくわけにはいかず、早急に県への報告と違反転用者への是正通知を行う旨、説明をしましたというふうにありますけれども、この件について、農業委員会との協議、話はございましたか、こういう報告をするというね。

○櫻井健一参考人

この匿名文書が届いてから、こういうような文書での措置をしなければならなくなつた旨のお話は、報告は受けております。

○設楽健夫委員

では、ここに書いてある内容での報告は受けているということですね。

○櫻井健一参考人

報告・説明内容の全部をそのときに聞いたかということであれば、そこはちょっと記憶にはございませんが、文書での通知をもう出す段階になってしまったというような報告だったと思っております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かござりますか。

○小座野定信委員

1回目の説明、今日3回目の委員会になるわけですが、大体話が見えてきました。櫻井議員に対しては、生きている方から、まず農地を買ったと。当時は農地法の認識も不十分だったと。業者さんの言いなりのまま買って、自動車修理工場として使い始めたと。そうしたら今度、土地所有者が亡くなってしまったと。そこから今度、泥沼の中にはまり込むような形でどろどろと今日まで来てしまったわけだと思うんですけども、この泥沼状態になる前に、何ら手を打っていたかいないかというと、ちゃんと手を打っているんですよね。役所に相談も来ているし、役所のほうでもある程度、口頭での指導はしたような形跡もあります。ただし、記録が定かではない。言うならば、片手落ちということかなというふうに思います。

これがね、市長と議長とのほうに匿名文書が来たということは、やっぱり内部事情に詳しい方、元役所のO Bといった方が非常に疑われてくるんですけども、この文書が出たからね、こういう騒ぎになったのであって、水面下では、櫻井議員の場合は一生懸命この解決に向けて動いていたわけだよね、違いますか。質問します。

○櫻井健一参考人

ご指摘、令和2年から現在に当たるうちに時間がかかっているというようなこともあるんですけども、自分でできること、また、途中でコロナ等がありまして、なかなか思うように進まなかつたというような、これは言い訳になるかもしれないんですけども。そういう中で、できることを考えながら、相談しながらやってきたつもりではございます。

○小座野定信委員

この記録見ましてもね、やはり口頭では役所のほうで櫻井議員に対して、車が二、三台止まっているからだけなさいとかね、そういう口頭であって、根本的な都市計画法がこうだから、農地法がこうだからという説明はしていないわけだよね。あと、その土地所有者が、もともとの土地所有者の高齢のおばあちゃんが亡くなつたというのが一番の大きな原因かと思うんですけども、いない方には当たれないと。これ相続は終わったのかな、分からぬよね。

そういうところも引っかかっているし、これを法的にすぐクリアしろということでいっても、無理だと思うんですよ。まず、その所有権をちゃんと櫻井さんに移転して、それからでないと動きが取れないと思いますね。核になるものがない。だから、委員会を開くなんていうことで始まってはいましたけれども、正直、私はこの委員会はどうかなど。こういう委員会をやるんだったら、よっぽど新治小学校の調査特別委員会でもやつたほうが議会、議員としての任務としては十二分に考えられることかなというふうに思いますけれども。始まつた委員会ですから、何か答えは出しきれないと思いますけれども、正直いって、怪文書は出たけれども、櫻井議員1人にこの責任をかぶせるとか、そういったことは私はすごくこれはおかしなことかなというふうに思います。この委員会そのものも私は正直疑っています。本人の聞き取り調査として、今、私が述べたように土地所有者が亡くなつて、私の名義にならないよと。その名義になってからということでいろいろ都市計画法とか農地法の許認可を取る努力をしていますという言葉に尽きるかなというふうに思います。私の意見というか感想といいますかは、以上です。

何か一言あればお願ひします。

○櫻井健一参考人

このような委員会をつくるようなきっかけをつくってしまったということは、自分なりに反省して、その状況を一刻も早く是正に向けて対応していきたいと思います。ただ、しかし、相続という話が今、小座野委員から出ましたけれども、相手が代表になっていただける方を決めていただいたりとかということを今進めている状態であって、その手続を進めていくに当たって、印鑑証明ですとかそういったものをおののに取っていただくというような作業を今、行政書士にお願いしている状態であって、そういったところを肅々と進めていかざるを得ないというか、それをお願いしないと解決の道が開けないとということなので。これはちょっと私じゃなくて相手方のほうの話になってしまふんですけども、そこをよくお願ひしながら、相談しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○佐藤文雄委員

そうすると結果的に、令和7年9月19日に、か農委第94-1、2、3というのがありますよね、いわゆる農地転用違反の是正についてと、28、29、30ページね。12月31日までに原状回復、その他違反の是正計画及び状況を農業委員会宛てに報告されたいというふうになっていますけれども、これは難しいということになるんですか。

○櫻井健一参考人

今、是正の向けての、農地法違反是正についてという、この28ページの内容でよろしいんでしょうか。

○佐藤文雄委員

28から30まで、大体同じような中身だけれどもね。

○櫻井健一参考人

分かりました。

自分が使用者としてできるところを、私としては農業委員会のほうに報告書として上げるということなのかなというふうに私は解釈しております。地権者との相談の中で、どういうふうに進めていくかというような方向性を示せというようなことを12月いっぱいまでに出していくのかなということで、この書き方ですとか内容についても、今、農業委員会さんとのほうとよく相談しながら、どういう内容なのかというところを確認しながら進めている状況でございます。

○佐藤文雄委員

具体的に12月31日までというは是正勧告だけれども、まだまだ自分ができることと契約相手、契約相手は亡くなったり、相続が途中で、何人の相続なのかもまだ定かじやないという点では、基本的には前の方と契約はしているわけですよね、契約しているのかどうかもちょっと分からないですけれども。それが具体的に相手側の事情は健一さんのほうではどうしようもないというか、12月31日まで解決できるというのは難しいと。だから、その件については農業委員会と相談しているということなんですかね。

○櫻井健一参考人

地権者の方についての相談は行政書士さんのほうに相談しております。それで、代表を決めていただいて、どういうタイミングでそういう代表になって相続していただけるのかというのをまずお願いしております。そのタイミングが分からないと、どうしても是正のほうの計画というのが立てられないということなので、その間にできるようなことでいいのかどうなのかというのを農業委員会のほうとやり取りをしているというような状況ですかね。

○櫻井繁行委員長

今ちょっと佐藤委員の関連で委員長として確認させていただきたいんですけども、概要説明書を見ると、6ページかな、今、佐藤さんおっしゃっていたのは令和7年9月19日のところで、所有者はお亡くなりになっているということは平成15年でしたか。今、是正通知を法定相続人3名ということは、これは市のほうで相続人を調べて、違反是正の通知のほうは送ったという報告は9月28日に受けているんですけども、それに伴って、是正の計画が年内いっぱい提出ということで農業委員会から来ていますけれども、この辺も含めて農業委員会のほうとやり取りをしているということでよろしいですかね。

○櫻井健一参考人

相続人の人数ですかそういったところは農業委員会のほうでも把握していることでございますので、その辺のことというところが、ちょっと質問の意図として分からんんですけども、もう一回よろしいですか。

○櫻井繁行委員長

すみません、何となくその土地の所有者がお亡くなりになって相続がうまくいかないというお話で、正直いうとずるずる来てしまったというところもあると思うんですよね、相続がうまくいかないというところで。ただ、市のほうで調べたところ、法定相続人が3名というのが明確になってきていますので、少し具体的に進展が、所有者というか相続人が分かっていますから、今後進むのではないかなどというような私自身は期待をしていたところなんですねけれども。明確にこの法定相続人が3名というのが具体的になっていますから、今後相続のほうも一気に進むような形になってくるのかなと思うんですが、その点の認識をお伺いさせていただければと。

○櫻井健一参考人

相続人3名ということで提示されております。3名おのおのの現在の状況ということがまたその背景にはございまして、そこを踏まえて、どのようなタイミングで手を煩わせないような、印鑑証明というのは3か月しか期限がございませんので、その期限のうちに手続が済まされる方法のタイミングを計っているというのが行政書士さんとの打合せとなっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○矢口龍人委員

櫻井議員、ちょっとごめんなさい、のどがあれで申し訳ない、お聞き苦しい点は勘弁してください。

この地権者、今3人と言いましたけれども、この地権者が本来であれば、農地転用というのは地権者がやるべきであって、利用する人がやるべきではないと私は思うんですけども、それでこの土地、今、相続人との櫻井議員はこの土地を自分の物にしようとしているんですか。今、要するに地権者と言われる方が権利を持っているわけですよね、土地の。そうすると櫻井議員は今権利者じゃないわけですよ。ただ、要するに利用しているというだけなんだよね。だから、要するにただ農地を取得するのには、農業者じゃないと……、今はできるのかな。今はできるんだよね。

[「できない。1,000平米以上の耕作面積が」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

いやいや、今は変わったんですよ、農地法が。前は5反歩ないと、耕作面積がないと駄目だったんだけれども。

○櫻井繁行委員長

質問してください。すみません。

○矢口龍人委員

櫻井議員はその土地を自分の名義にするという考え方で今動いているわけですか。

○櫻井健一参考人

様々なやり方を今示唆している状況でございますが、当初の売買契約に当たった方が亡くなられていて、その後の人に相続をしてもらわないと、今の状況が変わらないというところで、例えば土地を返すとかという話になるのであれば、またその費用の返還とかそういうような話にもなってきちゃいますので、そういったところも踏まえて地権者との相談をしているというような、そういう状態でございます。

○矢口龍人委員

今の話だと、金銭的なやり取りもあったというふうに聞いていますので、そういうことで、自分の物にしたいというふうなことでいいかなと思います。

それと、本来であればね、今の農地法だと、例えば20年ぐらい現況のままで利用していた場合は、申請すれば、要するにそのまま自動的に現在の現況何とかというやつで……

[「現況証明願」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

現況証明願か、でもってやるんですよね。そういったことも、例えば令和2年の頃から相談していたんだから、もちろんそんな話もあったと思うんですけども、どうなんですか。

○櫻井健一参考人

そのやり方云々に関しては行政書士さんのはうで一番早いやり方というところを選んで相談してきたつもりなので、具体的にこういうやり方だよというようなことは示されていないんですけども、とにかく今は相続してくれるのかしてくれないのかといったところが進まないことには、私のほうではどうにもできないということの状況ということですね。

○設楽健夫副委員長

追認については、通常は航空写真、それで、その申請手続をしていくという話は農業委員会のほうからも聞いていますし、私もそういう案件で相談を受けたこともありますし、そういうことはできるという話は、私はこれまでも聞いてきました。農業委員会、あるいは行政当局からそういう話はなかったんですか。

○櫻井健一参考人

いや、説明に関してはこここのやり取りの中の文書に書いてあるとおりなので、それ以上でも以下でもないということです。

○設楽健夫副委員長

よく分かりました。

それで、いわゆる公の文書という意味では、24ページのかすみがうら農業委員会会長、飯田敬市さんの名前で提出されている文書がありますね。その右下のほうには、登記事項証明情報、これも入っています。その後に、公文書になると思いますけれども、28ページ、農地法違反是正について、会長、飯田敬市、農業委員会ですが、その次のページ、これは黒塗りになっていますけれども、29ページと30ページね。これは飯田敬市会長から恐らく地権者、あるいは使用者に対して出されている文書だと思いますけれども、この中で具体的に櫻井さんのはうに文書が行って、その結論は、早急に原状回復及び是正計画を提出し、今後の方針について協議されたいと、私はここに尽きたというふうに思っているんですけども、その辺は櫻井さんのはうもそういうふうに思われているとは思うんですけども、いかがですか。

○櫻井健一参考人

是正に向けて協議しておる最中でございます。

○設楽健夫副委員長

分かりました。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○久松公生委員

私は行政書士でも弁護士とかそういうのでもないのでちょっと分からんんですが、先ほど法定相続人が3名とかという話で多分、地権者が亡くなつて相続人は、自動的に法定相続人だと思うんですが、この農地転用とかというものに関しては、相続はしなくとも、法定相続人さんの判断とかなんかで申請をするに当たつての何だ、許してくれるとかそういった文書をお願いして判こをいただいて、この農地を1回撤去して農地法にこの是正の案のようにして進めるとかという、そういうふうなというような案は、そういうのを行政書士とかからはそういう話はなかつたんでしょうか。質問の意味分かりますでしょうか。

[「分からない」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員

簡単にいうと、法定相続人3名が自動的にあると思うんですが、そうすると、その人たちはその土地の所有権を持っている3人だと思うんですが、その相続人が決まらなくとも、3人が相続をする権利があるので、その3人に接近してというか、お伺いを立てて、こういうふうにしたいので、私はここを借りているなんだけれども、ここがこういう法で、農地法にちょっと適していないから、農地法の改正をしたいので、以上の資料に判こをいただきたいとか、そういったものを用意して、そういったふうにして求めるというか、そういった案というか、そういうのが行政書士さんとかの話合いの中ではなかつたのでしょうか。

○櫻井健一参考人

様々な方法を行政書士さんのはうとは相談しておりますので、ただ、一人一人に書面を頂くですか、そういったところも併せて相談していますけれども、何とも、書面自体を用意するということが私自身ではできかねることなので、そこも踏まえて行政書士さんのはうにお願いしているので。今のような具体的な案としては私のほうでは報告は受けおりません。

○櫻井繁行委員長

よろしいですか。

そのほかございますか、大丈夫ですか。

○久松公生委員

資料の中の19ページ、20ページ辺りに載っているんですけれども、20ページかな。農業委員会と櫻井健一さんのやり取りがちょっと載っていると思うんですが、最後のはうで、是正案としてのというふうに載っています。1659の10の作業場及び1659の6の事務所を取り壊し、更地にして農地に戻す、別の場所に移動するという案。そしてまた1659の10の作業場はそのままで、1659の6の事務所は更地にして、相続終了後に農地転用とする案が考えられると。費用はかかると思うが、公職にある者であるので、以後問題が出ないよう是正したほうがよいのではないかということに対して、分かりましたと。努力をしているのは重々分かるんですが、改めてこういうことを、そういうやり取りがあったと思うんですが、それが公職にあるものでということもありまして、議員としてのそういう意識とか、公職としての責任

とかというものを踏まえて、再発防止に努めなければならないと思うんですけれども、再度お伺いいたします。

○櫻井健一参考人

20ページの農業委員会の案として2つの案が示されたということについて、私の分かりましたという、この分かりました、その上にも分かりましたとあるんですけれども、農業委員会の案としてそういうことがあるという2つの案をお示しいただいたことに対して了解したということです。それをこの問題を解決するに当たっての案として、また行政書士さんなりにも相談していることもございますので、様々な案の中から一番最適でいいもの、もちろん地権者の方と相談して、またそこも決めていきたいというふうに考えているというようなことで理解いただければいいかなと思うんですけれども。

○久松公生委員

それは分かるんですけども、農業委員会としてはこういう方法しかないというふうに私はこの文を見ていると読み取れるんですが、櫻井健一議員は、これじゃなくても違う案か、相談してというふうな、そういう考えなんでしょうか。そういうものもあるという考え方なんでしょうか。

○櫻井健一参考人

地権の人と相談しながらということなので、今の答えでは様々ほかの案もあるのではないかというところの中でそれをチョイスしている状態なので、この2つで絞られている、解決方法が2つしかないというふうな認識ではないというのが私の認識です。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

もう一点だけ、それでは委員長としてちょっと確認させていただきたいんですけども、10月28日、執行部から聞き取りも行いました。今日、タブレット端末にお示しのとおり、これが令和2年5月8日以前のやり取りの資料というのが実は全くなかったというところが、この調査委員会をやったことにより浮き彫りになっていて、ちょっと行政側としても対応がどうだったのかなというのは私委員長として実感しているところなんですね。この土地に関しては平成13年からずっとやり取りが続いている、所有者が平成15年に亡くなられておりますよね。そこから相続がなかなかうまくいかないというような認識を私も今、なかなか勉強不足ですが、今回委員長を務めることによって、少し事前、予習はさせていただいているところなんですが、ただ、そういう中でも行政側とは令和2年以前というか、平成15年からでもいいですけれども、口頭ないし相談というのは健一議員の中でもやられていたとは思うんですが、ちょっと記憶をたどるような状況で申し訳ないんですが、そういうやり取りというのがあったのか、あれば何回ぐらい実はやり取りがあったというのが分かればお教えいただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○櫻井健一参考人

ちょっと本当に記憶をたどって不明確なことを申し上げるわけにいかないので、今の質問にはちょっと答えかねます。

○櫻井繁行委員長

そうすると、確認ですけれども、農地転用の違反に抵触しているというような感覚をお持ちになられたのも令和2年5月8日とか、ちょっとその以前にという会議録だけは残っているんですけども、その辺までは、正直言うと令和に入るまではやっぱりそういった認識も、行政側からの指導もなかったので、全く正直いうと持っていたいなかったというところが今回、櫻井健一議員のお気持ちなのかお伺いしたいんですが、いかがですかね。

○櫻井健一参考人

農地法違反の認識がその前にあったかないかという、農地法違反に関する知識というものがまずなかったということですかね。農地の使い方というと、畑とか田んぼとか作るところだろうなというようなところで、その区域が指定されているとか、そういうことは議員になってから勉強していったといったら、そういうことになりますかね。その以前はそんなすごく罪を犯して何か自分の商売を進めているとかという認識はなかったですね。

○櫻井繁行委員長

確認させていただいたのは、本人のお気持ちと、あとは行政側の指導というか、手続も適切だったのかなというところで、委員長としてその辺を淡々と確認させていただきました。

そのほか何かございますか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、この辺で質疑もなきようですので、ここで参考人質疑を終結したいと思います。

参考人である櫻井健一議員におかれましては、大変お忙しい中、本委員会にご協力、調査にですね、ご協力を賜りまして本当にありがとうございました。

退席いただいて結構です。ありがとうございます。ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。 [午前10時53分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時54分]

次に、(2)といたしまして、次回の委員会の進め方ということでございます。

ここに関しては、委員長である私も以前から発議として定例会で上げさせていただいた頃からお話をさせていただいているとおり、10月28日に執行部からの聞き取り、また本日11月14日、櫻井健一議員からの参考人としての招致で聞き取りもさせていただいて、小座野委員からもあったように大体内容も把握できたところだと思っております。この辺で報告書をまた事務局とやり取りをさせていただいて、作らせていただいて、報告書が出来次第、僕のほうでも確認をして、この調査特別委員会のほうにお諮りをしたいと思っております。

また、それに追記をして、議長ともお話をさせていただきましたが、この調査特別委員会、つくらせていただきましたので、書面で何か厳重注意のような形で、議長ないし私委員長宛てかも、そこは事務局のほうと確認をいたしますけれども、櫻井健一議員のほうにはね、書面として1枚、形としてお示しをさせていただきたいというふうに考えております。

報告書、もう少し時間がかかると思いますので、定例会中になるか、できれば定例会最終日には、私、委員長として報告させていただきたいというふうな流れで考えておるんですが、その辺で、この調査特別委員会、着地点と考えているんですが、いかがでしょうか。

○小座野定信委員

今、厳重注意というお言葉出ましたけれども、この結果、今までの流れですね、令和2年からの流れを見ると、本人もそれなりに努力をしているという経過も見られます。完全無視していたわけではなく、農地法違反に気づいて、それで立ち上がったという本人の行動も見えてきます。ただもう一つ見えるのが、やはり事務局の指導不足ということも見えてきます。そこで、厳重注意というよりは、指導書という、要望書とか指導書、そういう厳重注意というとすごく言葉が重くなってくるので、要望書並びに指導書という名目でいいかなというふうに思います。もし厳重注意というんであれば、農業委員会、また

都市整備のほうで出すのは分かりますけれども、やはり我々議会として出すのであれば、取り締まる権限もないし、そういうこと、もうちょっとやわらかい言葉のほうがいいかなというふうに思います。

○櫻井繁行委員長

小座野委員、的確なアドバイスありがたいと思っています。

ここでちょっと暫時休憩します。 [午前10時57分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前11時01分]

暫時休憩中、皆さんとざっくばらんに議論をさせていただきましたが、まずは報告書をしっかりと、それは櫻井健一議員本人プラス行政側に対してもという各委員からご意見をいただきましたので、その辺は議事録をもう一度確認して、報告書を事務局と連携して作らせていただきたいと思います。

そういったことでよろしいですね、皆さん、ご理解をいただければと思います。

以上、私から、委員長として報告書の提案をさせていただきました。

改めて、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、今まで計3回行われました調査の経過をまとめた報告書（案）という形で、次回の委員会にて確認をいただきたいと思います。

これについてもご異議なしでよろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしましたが、そのほか委員の皆様、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

なきようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で本日の櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

次回の本特別委員会につきましては、日程調整後、各委員に追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。大変お疲れさまでした。

散会 午前11時03分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会

委員長 櫻 井 繁 行